

地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令（概要）

1. 改正の概要

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 246 号）の施行に伴い、地方独立行政法人法施行規則（平成 16 年総務省令第 51 号）第 3 条（会計の原則）において引用している同令の条項の移動が生じたため、これを反映する改正を行う。

2. 施行期日

金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和 8 年 8 月 7 日）